

# 今後の小中一貫特別支援教育の充実について(案)

資料7

## 背景

### 【国】

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
(平成25年6月成立、平成28年4月施行)

### 【都】

- 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画  
(平成28年度 特別支援教室を順次導入)  
・通級担任による近隣校への巡回指導等も可能

## 今後の小中一貫特別支援教育イメージ[平成28年度~]

### 多層的な指導体制

通常の学級	・教員免許のある学習支援コーディネータを各校に配置し、各校の裁量で活用(介助員は、従来どおりNPOによる派遣で個別配置)
特別支援教室(新規)	・通級担任による近隣校への巡回指導(週1回程度)のほか、学習支援コーディネータ・区費スクールカウンセラーの活用も含めた校内支援体制を各校が工夫
通級指導学級	・特別支援教室の拠点校を兼ね、通級児童への指導および周辺校への巡回指導を担当(小学校より導入開始)
特別支援学級	・通常の学級および特別支援学校との交流及び共同学習を積極的に展開、障害の実態に応じた指導を実施

## 品川区の現状と今後の課題

### 【現状】

- 障害のある児童について、可能な限り、区立学校への就学を実現
  - ・介助員(身体介助に従事)および学習支援員(学習内容を個別支援)の配置(※)により、区立学校への障害のある児童の受け入れを可能な限り実現 ※介助員・学習支援員…NPO法人へ業務委託
- 学習のつまずきを早期発見し、早期対応することによる学力向上
  - ・区費カウンセラーを小学校に配置し、発達検査等の実施および個別の教育支援計画策定への助言

### 【今後の課題】

- インクルーシブ教育システム(障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み)構築により多層的な学習環境を整備
  - ⇒ 学校不適應を未然防止
  - ・特別支援教室の全区展開
  - ・学習支援員の効果的な活用による学力向上(学習不振への効果的対応)
  - ・区費カウンセラーによる要配慮児童への早期対応(アセスメントに基づく支援内容の明確化)
  - ・地域ネットワークの構築

小中一貫特別支援教育体制の充実

- 今後の小中一貫特別支援教育体制に関する方向性を明確化
  - ・将来的な特別支援教育の方向性と課題を整理
  - ・中・長期的な視野に立った施策立案に必要な提言
  - ・地域ネットワークの充実
  - ・差別解消法の施行に対応

特別支援教室 品川版

- 品川版特別支援教室の円滑な導入
  - ・通級指導学級の成果を通常の学級で活用
  - ・発達障害等に配慮した指導内容・方法の普及
  - ・通常の学級での特別支援教育に関する指導力を向上

学習支援員の効果的活用

- 学習支援員配置方法の見直し、各校の課題に応じた柔軟な活用を実現
  - ・学習支援員の専門性向上(教員免許保持者を学習支援コーディネータとして配置)
  - ・各校の工夫に基づく効果的な運用を実現できるよう、学校に配置
  - ・学習支援コーディネータ、区費カウンセラー、教員の連携による支援の充実
  - ・特別支援教室を活用して、必要に応じて個別指導を実現

今後のスケジュール

「小中一貫特別支援教育体制推進協議会」にて  
国や都の動向を踏まえた区としての案を検討

品川版特別支援教室の一部運用開始  
(「拠点校+近隣2校」への巡回指導)

## 品川版特別支援教室(小)

品川版特別支援教室をモデル指定  
○通級担任および特別支援教育ケアアドバイザーによる巡回指導・在籍校の役割検討等

全小学校で特別支援教室を順次導入し、  
その成果と課題を見つつ、中学校版の検討に着手

### 【文部科学省】

インクルーシブ教育システム構築モデル事業

モデル地域事業

- ・特別支援教育ケア・アドバイザー3名配置  
(源氏前小・鮫浜小・指導課)

### 品川版特別支援教室(モデル実施)

- 「源氏前小+近隣小学校」 「鮫浜小+近隣小学校」
- 「宮前小+近隣小学校」 「浅間台小+近隣小学校」
- ・近隣小学校への巡回指導を開始
- ・近隣小学校は品川版特別支援教室の活用を開始

- ・特別支援教室の活用を全小学校で開始
- ・教員免許をもつ学習支援員および特別支援教室の活用を各校で工夫
- ・放課後の学習支援など、新モデルの検討  
(地域リソースと学校の融合)
- ・中学校版特別支援教室の検討に着手

平成26年度(現在)

平成27年度

平成28年度